

医療保険のしおり

令和5年度指導における指摘事項

I 診療に係る事項

1 診療録

(1) 診療録は、保険診療の根拠となるものなので、医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと（特に所見について記載の内容の充実を図ること）。

① 診療録について、医師による日々の診療内容の記載が不十分である。

(2) 診療録への必要事項の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① やむを得ない事情で、看護に当たっている者から症状を聞いて薬剤を処方した場合について、診療録への記載がない。

2 傷病名

(1) 傷病名の記載又は入力について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 「傷病名」欄への記載は、1行に1傷病名を記載すること。

② 傷病名の転帰の記載がない。

③ 傷病名の記載が漏れている。

・ 高血圧

・ 貧血

・ 肝機能障害

(2) 傷病名の内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 医学的な診断根拠がない傷病名

・ リウマチ性多発筋炎

・ 左肩関節周囲炎

② 医学的に妥当とは考えられない傷病名

・ 関節リウマチでの敗血症の疑い

・ 第5腰椎骨折

③ 次の記載がない傷病名

ア 左右の別

・ 肩関節周囲炎

・ 角膜炎

イ 部位

・ 両側関節拘縮

・ 鶏眼

・ 湿疹

・ 腰椎分離症

(3) 検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない傷病名（いわゆるレセプト病名）が認められた。レセプト病名を付けて保険請求することは、不適切なので改めること。診療報酬明

細書の請求内容を説明する上で傷病名のみでは不十分と考えられる場合には、摘要欄に記載するか、別に症状詳記（病状説明）を作成し診療報酬明細書に添付すること。

- ・プレタールOD錠100mgの適応外投与に際して付与した慢性動脈閉塞症

(4) 傷病名を適切に整理していない例が認められたので改めること。

①長期にわたる「疑い」の傷病名

- ・前立腺がんの疑い
- ・左肋骨骨折の疑い
- ・血液凝固異常の疑い

②長期にわたる急性疾患等の傷病名

- ・急性胃炎
- ・急性気管支炎
- ・左側胸部打撲傷
- ・逆流性食道炎

③重複して付与している、又は類似の傷病名

- ・胃炎と慢性胃炎
- ・右趾軟部腫瘍と右母趾ガングリオン
- ・腰椎分離症の疑い、腰殿部痛、腰背筋痛症及び腰痛症
- ・腰部脊柱管狭窄症と腰背筋痛症
- ・右肩関節周囲炎と右肩関節痛
- ・変形性腰椎症と第3腰椎脊椎変性すべり症
- ・右手根管症候群と右手末梢神経障害
- ・腰部脊柱管狭窄症と慢性疼痛
- ・左上腕骨顆上骨折と左上腕骨折
- ・両肩関節周囲炎と両肩甲部筋肉痛
- ・糖尿病と2型糖尿病
- ・心房細動と非弁膜症性心房細動
- ・ケロイドと頸部ケロイド瘢痕
- ・メニエール病と右メニエール病、メニエール病の疑い
- ・慢性心不全と慢性うっ血性心不全

3 基本診療料

(1) 初・再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①加算等

ア 外来管理加算

- (ア) 患者からの聴取事項や診察所見の要点について診療録への記載がない又は不十分である。
- (イ) 処置を行っているにもかかわらず算定している。
- (ウ) 計画的な医学管理が不十分である。

4 医学管理等

(1) 特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について診療録への記載がない。

(2) 特定疾患治療管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 難病外来指導管理料

・診療計画及び診療の要点について診療録への記載がない。

② 在宅療養指導料

ア 保健師、助産師又は看護師が、患者ごとに療養指導記録を作成していない。

(3) 退院時共同指導料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 行った指導の内容等について、診療録等への記載がない又は提供した文書の写しを診療録等に添付していない。

(4) 診療情報提供料(I)について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 交付した文書において、項目欄（現在の処方）への記載がない。

② 薬局に対して交付した処方箋の写しを診療録に添付していない。

③ 紹介元医療機関への受診行動を伴わない患者紹介の返事について算定している。

5 在宅医療

(1) 在宅患者診療・指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 在宅患者訪問診療料(I)

ア 在宅患者訪問診療料(I)において、訪問診療を行った日における当該医師の当該在宅患者に対する診療場所について、診療録に記載していない。

② 在宅患者訪問看護・指導料1

ア 訪問看護・指導計画を作成していない。

イ 訪問看護・指導を実施した訪問時間（開始時刻及び終了時刻）について記録していない。

(2) 施設入居時等医学総合管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 診療録への在宅療養計画の記載が画一的で不十分である。

(3) 在宅療養指導管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 在宅自己注射指導管理料

ア 当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点について診療録への記載がない又は不十分である。

② 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

ア 当該在宅療養を指示した根拠について診療録への記載が不十分である。

(4) 在宅療養指導管理材料加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 血糖自己測定器加算

ア 血糖自己測定値に基づいた指導を実施していない患者に対して算定している。

6 検査

(1) 症状等のない患者の希望に応じて実施した検査の例が認められたので改めること。

・腫瘍マーカー（PSA、注2「イ」2項目）

(2) 検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 腫瘍マーカー検査

ア 診察及び他の検査・画像診断等の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者以外の者に対して実施している。

②インフルエンザウイルス抗原定性

ア 発症後48時間経過後に実施したものを算定している。

③呼吸心拍監視

ア 診療録に観察した呼吸曲線、心電曲線、心拍数のそれぞれの観察結果の要点の記載が不十分である。

7 投薬

(1)投薬について、以下の不適切な例が認められた。保険診療において薬剤を使用するに当たっては、医薬品医療機器等法承認事項を原則遵守すること。

①次の適応外投与の例が認められた。

・萎縮性胃炎の患者に対するスルピリドカプセル50mgの1日2回朝夕食後投与

②次の過量投与が認められた。

・ケトプロフェンテープ40mgの連月63日分処方

・ロキソプロフェンNaテープ100mgの同月28日分及び14日分処方

(2)薬剤の投与について、次の不適切な例が認められたので改めること。

・医学的に必要性の乏しいレバミピド錠100mg錠の投与

(3)投薬について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①処方箋料に係る特定疾患処方管理加算1

ア 算定対象の疾患が主病でない患者について算定している。

②処方箋料に係る特定疾患処方管理加算2

ア 算定対象となる特定疾患に直接適応のない薬剤を28日以上処方して算定している。

8 リハビリテーション

(1)疾患別リハビリテーションについて、次の不適切な例が認められたので改めること。

①リハビリテーション実施計画書

・別紙様式21を参考としたリハビリテーション実施計画書を作成していない。

9 処置

(1)処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①対称器官に係る処置の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の処置料に係る点数とするとされているところ、誤って両足それぞれに鶏眼・胼胝処置を算定している。

(2)消炎鎮痛等処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①医師の指示、実施内容について診療録への記載が不十分である。

Ⅱ 管理・請求事務・施設基準等に係る事項

1 診療報酬明細書の記載等

(1)診療報酬の請求に当たっては、医師と請求事務担当者が連携を図り、適正な保険請求を行うこと。また、診療報酬明細書を審査支払機関に提出する前に、医師自ら点検を十分行うこと。

(2)摘要欄の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①在宅医療において患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日に訪問看護ステーション等の看護師等が、当該患者に対し点滴を実施した場合、当該薬剤が使用された日を記載していない。

2 画像診断について、次の不適切な算定例が認められたので改めること。

(1)写真診断（「1」の単純撮影）について、実際に撮影した部位とは異なる部位の区分で誤って算定している。

3 投薬

(1)投薬について、次の不適切な算定例が認められたので改めること。

①処方箋料に係る特定疾患処方管理加算2

ア 算定対象となる主病に係る薬剤の処方がないにもかかわらず誤って算定している。

4 処置

(1)処置について、次の不適切な算定例が認められたので改めること。

①耳鼻咽喉科処置（耳垢栓塞除去（複雑なもの））における耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算

ア 抗菌薬を処方しているにもかかわらず誤って算定している。

(2)治療用装具採型法について、実際に処置した部位とは異なる部位の区分で誤って算定している。

5 届出事項

(1)次の届出事項の変更が認められたので、速やかに中国四国厚生局鳥取事務所に届け出ること。

- ・診療時間
- ・診療科の変更